

大通達甲（生企）第7号
令和5年3月31日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

生活安全部長

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による公安委員会に対する申出制度の適正な運用について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第29条の規定による都道府県公安委員会に対する申出（後記1(3)を除き、以下「申出」という。）への対応については、「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による公安委員会に対する申出制度の適正な運用について」（令和4年3月15日付け大通達甲（生企）第5号）により運用しているところであるが、この度、警察署における当番制度の運用開始に伴い、令和5年4月1日から下記のとおり実施することとしたので適正な実施を図りたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 申出の範囲

(1) 趣旨及び内容

銃砲若しくはクロスボウ（以下「銃砲等」という。）又は刀剣類は、人を殺傷する能力を有する危険物であることから、不適格者がこれを所持した場合には、凶悪犯罪に悪用されるおそれがあるのみならず、付近の住民等に著しい不安感を与え、国民の安全・安心に対する重大な脅威となる。

そこで、付近の住民等の不安感の解消を図るとともに、不適格者に関する情報を早期に把握し、銃砲等又は刀剣類による危害を防止するため、法第29条では、何人も、付近に居住する者等で銃砲等又は刀剣類を所持するものが、その言動等から当該銃砲等又は刀剣類により他人の生命、身体等を害し、又は自殺をするおそれがあると思料するときは、都道府県公安委員会に対し、その旨を申し出ることができることとされている。

(2) 解釈

ア 法第29条第1項の「同居する者」とは、同一の住居で日常生活を共にしている者であり、親族には限られない。また、「同居」とは、法第5条第5項の「同居の親族」と同じ概念であり、具体的には、同一の家屋であっても、中が壁等で仕切られており、家計、炊事等を一切別個にする全くの別世帯とみなされるものは、同居とは認められないが、家計は別でも食事、入浴等は共にしているなど、共同生活の実態がある場合には同居と認められると考えられる。

イ 法第29条第1項の「付近に居住する者」とは、申出を行う者（以下「申出人」とい

う。)の対象者の近くに居住する対象者をいい、その範囲は社会通念により判断される。

ウ 法第29条第1項の「勤務先が同じである者」とは、通常勤務している場所が同じである者をいう。

なお、申出制度の趣旨が自らの「身近」に銃砲等又は刀剣類の所持者がいることに係る不安感の解消等にあることに鑑みれば、例えば、同一の建物内にある別会社に勤務している場合や同一の会社法人であるが支店が異なる場合は「勤務先が同じ」には当たらないと考えられる。

エ 法第29条第1項の「他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると思料する」とは、銃砲等又は刀剣類を所持させることが他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全に対する脅威を与えること又は自殺のおそれがあると思われる事情があれば足り、欠格事由に該当することについて、客観的・合理的な根拠があることまでは要しない。

オ 申出は、許可を受けて銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものに限られず、例えば、指定射撃場の設置者又は管理者等、許可を受けずに銃砲等又は刀剣類を所持する者に係るものも含まれる。

カ 申出とは、進んで申し出る行為を意味するところ、例えば、警察が調査をした際の不適格者に関する情報の全てが申出に該当することにはならない。

なお、調査の際に聴取した情報については、情報が提供された際の経緯に着目し、積極的に情報が提供された場合には、その他の要件を満たせば申出に該当すると認められる。また、そうでない場合でも住民から申出として処理をしてほしいとの意思があるか否かにより、その該当性を判断することとなる。

(3) 警察安全相談や苦情の申出との関係

銃砲等又は刀剣類を所持する者に関し、県警察に対して提供される情報は、必ずしも法第29条の規定による申出である旨を明示した形で寄せられるわけではなく、警察安全相談や警察法（昭和29年法律第162号）第79条の苦情の申出等の形でなされることも想定される。

よって、これらの相談や苦情の申出等への対応に際しては、提供された情報の内容を実質的に判断し、法第29条の規定による申出に該当するものであれば、警察安全相談等としての処理に加えて、同条に従った適切な処理も行わなければならない。この場合において、生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）においては、次の事項等について処理すること。

ア 当該相談等が、法第29条の規定による申出の要件を充足しているか否かの判断

イ 前記アの要件を充足するものである場合は、法第29条の規定による申出としての受付

ウ 申出人、付近の住民等への詳細な事情聴取

エ 法第29条第2項の「適切な措置」の実施

オ 大分県公安委員会への報告

2 申出の方法

申出の方法については、国民の利便性に配慮した柔軟な運用を行うことが申出制度の趣旨にかなうものであるため、文書、口頭その他適当な方法により、申し出ることができるものとし、文書等による申出に係る様式についても定められていない。よって、様式のいかんにかかわらず、全体の内容から判断して申出に該当すると認められるものについては、申出として受け付けること。

なお、申出の受付に際しては、次の事項に留意すること。

- (1) 文書による申出を受けようとする場合には、申出人に次に掲げる事項を記載した申出書を提出させること。
 - ア 申出人の氏名、電話番号及び住所又は勤務先
 - イ 申出の対象者の氏名その他対象者の人定に関する事項
 - ウ 申出の趣旨
 - エ その他参考となる事項
- (2) 口頭による申出を受け付ける場合には、前記(1)に掲げる事項を聴取するよう努めること。この場合においては、銃刀法第29条関係申出受付簿（第1号様式。以下「申出受付簿」という。）に聴取した事項を確実に記載すること。
- (3) 文書及び口頭による申出のほか、その内容からして申出に該当するものであれば、Eメール、ファクシミリその他適当な方法による申出も受け付けること。

3 申出の手続

(1) 受付

申出は、銃砲等又は刀剣類の所持の許可権限が都道府県公安委員会にあることから、その宛先を都道府県公安委員会としているが、できる限り住民にとって申出をしやすい環境を整備し、不適格者に関する情報を早期に把握して銃砲等又は刀剣類による危害を防止するため、次のとおり受け付けること。

ア 警察本部

生活安全企画課において受け付けること。

なお、生活安全企画課以外の所属に対して申出がなされた場合には、直ちに生活安全企画課に連絡すること。ただし、警察安全相談等としての対応が必要である場合は、この限りでない。

イ 警察署

生活安全関係事務を担当する課、交番及び駐在所において受け付けること。

ウ 執務時間外

当直員（警察署にあっては、当番員）が対応の上、受け付けること。

なお、当直中（警察署にあっては、当番中）に申出がなされた場合において、当該申出が緊急に処理すべきものであるときは、警察本部にあっては生活安全全部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）に、警察署にあっては生活安全関係事務を担当する課長を通じて警察署長に、直ちに報告すること。

(2) 生活安全企画課長への報告

警察署長は、警察署（交番及び駐在所を含む。）において申出を受け付けたときは、直ちに、電話によりその内容を生活安全企画課長に報告した後、申出受付簿をメール等

により送付すること。

なお、当該申出が文書でなされた場合にあっては、当該文書を申出受付簿に添付し、当該文書をメール等により送付すること。

(3) 管理台帳の作成

生活安全企画課長及び警察署長は、銃刀法第29条関係申出管理台帳（第2号様式）を作成し、申出の処理状況を管理すること。

(4) 公安委員会に対する報告

生活安全企画課長は、受け付けた全ての申出について、速やかに大分県公安委員会に報告すること。ただし、急訴に類するような迅速に処理すべき申出及び以前申出がなされたもので、調査の結果該当する事実がなく、その後の状況の変化もないのに、同一内容の申出が繰り返されるなど定型的な処理が可能な申出については、調査及びその結果を踏まえた措置を講じた後、その結果の報告と併せて受付の報告を行うことができるものとする。

4 申出の処理

(1) 必要な調査及び適当な措置

生活安全企画課長及び申出の対象者の住所地を管轄する警察署長は、受け付けた申出について、必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を執ること。この場合における「必要な調査」とは、申出の内容により異なるものの、例えば、

- ・ 申出を行った者から、申出の詳細な内容等を聴取すること
- ・ 申出の対象となった者の粗暴な言動が問題となっている場合に、付近の住民や、必要に応じて家族から平素の振る舞いについて聞き取り調査を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者がアルコール中毒者の疑いがある場合に、病院への照会を行うこと（法第13条の2）
- ・ 申出の対象となった者が自殺をするおそれがある場合に、必要に応じて本人に病院への通院の有無等を報告させること（法第12条の3）

等が考えられる。

また、「適当な措置」とは、申出に対する調査の結果により異なるものの、例えば、

- ・ 実包等を保管委託するよう行政指導を行うこと
- ・ 許可に条件を付すこと（法第4条第2項）
- ・ 危害予防上必要な措置を執るよう指示すること（法第10条の9）
- ・ 立入検査を行うこと（法第10条の6第2項）
- ・ 許可を取り消すこと（法第11条）
- ・ 銃砲等又は刀剣類の提出を命じ、これを保管すること（法第13条の3第1項）

等が考えられる。

(2) 調査及び措置状況の公安委員会に対する報告

生活安全企画課長は、申出に対する必要な調査及びその結果を踏まえた適当な措置を講じた後、当該調査及び措置状況について、速やかに大分県公安委員会に報告すること。

(3) 銃砲登録照会業務への入力

生活安全企画課長は、受け付けた申出に係る情報について、調査を行った結果、事実

がないと分かったものを除き、申出を受け付けた日時、申出の対象者の住所地を管轄する警察署名及び申出の概要を、警察庁情報管理システムによる銃砲登録照会業務の管理ファイルに登録すること。

(4) 処理結果の通知

申出人に対する処理結果の通知は義務付けられているものではないが、これを行うことが適当な場合も有り得ると考えられる。

よって、処理結果の通知は、個別具体の事例に即し、申出の対象者、調査に協力した者等の信用、名誉、プライバシー等への配慮の必要性や通知した場合の影響等を総合的に勘案し、その都度適切に判断して行うこと。

5 他の都道府県公安委員会に対する申出の取扱い

他の都道府県公安委員会に対する申出が、誤って大分県公安委員会に対してなされたときは、当該申出者は、改めて当該他の都道府県公安委員会に申出を行う必要があるが、申出の処理の円滑化を図るため、生活安全企画課長は、当該申出の処理に当たる都道府県公安委員会に対し、当該申出の事実、内容等について連絡すること。

6 申出に係る情報の取扱い

申出を行った事実が申出の対象者等に知られ、その結果、申出人と対象者等との間に新たなトラブルが発生することがないように、申出人の氏名その他の申出人の特定につながるような事項に係る情報の取扱いには特に慎重を期すこと。

7 申出に該当しない不適格者情報の処理

申出の対象者が「同居する者若しくは付近に居住する者又は勤務先が同じである者で銃砲等又は刀剣類を所持するもの」に該当しない場合や匿名のためにこの要件に該当するかが判断できない場合は、申出には該当しないものとして取り扱うものとする。ただし、このような場合であっても、銃砲等又は刀剣類による危害を早期に防止するため、申出に準じて誠実に処理するとともに、銃砲等又は刀剣類の所持者の不適格性に関する情報については、その全てを生活安全企画課において集約し、及び管理すること。

8 教養の実施

警察署長は、職員に対して、申出の適正な実施のために必要な教養を行うこと。この場合においては、特に、交番員及び駐在所員並びに当番において申出を取り扱う職員に対して重点的に教養を行うこと。

(生活安全企画課保安係)

第1号様式

銃刀法第29条関係申出受付簿

				本部主管課		月 日	
				送付月日等		受付者	
				受付	登録システム		月 日
				番号	第 号	入力	担当
				受付日時	年 月 日 (曜)		
				時 分 ~ 時 分			
				受 付 者			
		所属名					
件 名							
申出方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 面接 <input type="checkbox"/> その他 ()						
申 出 人	住所						
	職業 (勤務先) 電話						
	氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女						
対 象 者	住所						
	職業 (勤務先) 電話						
	氏名 (歳) <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女						
申 出 内 容	-----						

対象者の銃 砲等又は刀 剣類所持状 況	所持歴 (最初の許可)		年 月 日				
	<input type="checkbox"/> ライフル銃	丁	(用途	<input type="checkbox"/> 標的射撃	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害駆除)	
	<input type="checkbox"/> 散弾銃	丁	(用途	<input type="checkbox"/> 標的射撃	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害駆除)	
	<input type="checkbox"/> 空気銃	丁	(用途	<input type="checkbox"/> 標的射撃	<input type="checkbox"/> 狩猟	<input type="checkbox"/> 有害駆除)	
	<input type="checkbox"/> 刀剣類	振	(用途	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 祭事 <input type="checkbox"/> その他 ())			
<input type="checkbox"/> クロスボウ	本	(用途	<input type="checkbox"/> 標的射撃 <input type="checkbox"/> その他 ())				

備考 1 該当の□にチェックをすること。

2 処理 (経過) 状況については、適宜決裁を受けること。

(継紙)

--	--

※各項目で記載欄が不足する場合は、適宜この継紙を使用すること。

処 理 (経 過) 状 況			
調査の内容 担当者 ()	<input type="checkbox"/> 申出者からの詳細聴取 【内容】		
	<input type="checkbox"/> 聞き込み等 (<input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 付近の住民 <input type="checkbox"/> 職場の同僚) 【内容】		
	<input type="checkbox"/> 照会・その他		
措置の内容 担当者 ()	<input type="checkbox"/> 立入検査 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 保管 月 日 <input type="checkbox"/> 仮領置 月 日 <input type="checkbox"/> 行政処分 月 日 <input type="checkbox"/> 取消 <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 () 【結果】		
	公 安 委 員 会 へ の 報 告 関 係		
	受付報告	報告月日 年 月 日	
特別の指示 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
指示の内容		指示の内容	
指示内容の 通知	通知日時	年 月 日 午前・午後 時 分	
	通知担当者		受付者
指示に基づ く措置結果			
結果の報告	年 月 日		報告者
			受付者
申出者への処理結果等通知			
申出者通知	通知年月日	年 月 日	方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> 書面

銃刀法第29条関係申出管理台帳

受付番号	受付月日	申出者	対象者(所持者)	申出内容の要旨	調査及び措置の経過	報告関係
	月 日	(歳) 対象者との関係 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 付近の住民 <input type="checkbox"/> 職場の同僚	(歳) <input type="checkbox"/> ライフル銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 散弾銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 空気銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 刀剣類 振(狩・祭・他) <input type="checkbox"/> クロスボウ 本(的・他)		<input type="checkbox"/> 調査 () <input type="checkbox"/> 立入 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 仮領置 <input type="checkbox"/> 行政処分 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 報告(受付) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 報告(結果) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 公安委員会報告 月 日
	月 日	(歳) 対象者との関係 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 付近の住民 <input type="checkbox"/> 職場の同僚	(歳) <input type="checkbox"/> ライフル銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 散弾銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 空気銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 刀剣類 振(狩・祭・他) <input type="checkbox"/> クロスボウ 本(的・他)		<input type="checkbox"/> 調査 () <input type="checkbox"/> 立入 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 仮領置 <input type="checkbox"/> 行政処分 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 報告(受付) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 報告(結果) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 公安委員会報告 月 日
	月 日	(歳) 対象者との関係 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 付近の住民 <input type="checkbox"/> 職場の同僚	(歳) <input type="checkbox"/> ライフル銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 散弾銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 空気銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 刀剣類 振(狩・祭・他) <input type="checkbox"/> クロスボウ 本(的・他)		<input type="checkbox"/> 調査 () <input type="checkbox"/> 立入 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 仮領置 <input type="checkbox"/> 行政処分 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 報告(受付) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 報告(結果) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 公安委員会報告 月 日
	月 日	(歳) 対象者との関係 <input type="checkbox"/> 同居人 <input type="checkbox"/> 付近の住民 <input type="checkbox"/> 職場の同僚	(歳) <input type="checkbox"/> ライフル銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 散弾銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 空気銃 丁(的・狩・駆) <input type="checkbox"/> 刀剣類 振(狩・祭・他) <input type="checkbox"/> クロスボウ 本(的・他)		<input type="checkbox"/> 調査 () <input type="checkbox"/> 立入 <input type="checkbox"/> 保管 <input type="checkbox"/> 仮領置 <input type="checkbox"/> 行政処分 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 報告(受付) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 報告(結果) 月 日 (受) <input type="checkbox"/> 公安委員会報告 月 日